

(総則)

第1条 受注者は、別添の仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(調査等)

第2条 発注者は、この委託業務の処理状況について、必要に応じて調査し、報告を求めることができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、業務委託の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託業務の内容の変更)

第4条 発注者は、この契約の締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者は、協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の支払方法)

第5条 受注者は、発注者により業務完了の確認を受けた後、委託料を発注者の指示する方法により請求するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、全額又は分割して前払するものとする。

2 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に受注者に対し委託料を支払うものとする。

3 この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

(契約の解除等)

第6条 発注者又は受注者は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除しようとするときは、解除しようとする日の1か月前までに書面により通知しなければならない。

2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、書面により通知し、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

3 発注者は、受注者が本契約に係る履行期間及び義務の履行に限らず、受注者の行う全ての業務に関し、不正な行為を行っていた事実が判明したときは、

この契約を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に生じる損害に対する賠償義務を負わないものとする。

4 前項に該当した場合、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

5 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削減があった場合は、当該契約を解除することができる。

(損害賠償)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 受注者は、業務委託の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは発注者及び受注者は、協議して定めるものとする。

(損害賠償の額)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって、本契約に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、本契約に基づく仕事に瑕疵があったとき又は本契約に基づく義務に違反したときは、これによって発注者に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。ただし、発注者の身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償責任を負わない。

2 発注者及び受注者間に2以上の契約が併存する場合であっても、同一の原因又は事由に起因して生じた一連の事故に基づく損害に係る賠償限度額は、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円とする。

3 発注者は、第1項の損害を被った場合は、速やかに書面をもって受注者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、受注者は、発注者が前項の通知を怠った場合は、発注者に対する賠償の責を負わないものとする。

(機器の設置及び撤去費用等)

第11条 本契約に際して発生する機器の設置、撤去、及び原状回復に係る費用については、受注者が負担することとする。